



KOBE ケアマネジメントだより

Vol.4 (令和8年2月 発行)

神戸市介護保険課 ケアマネジメント担当

日ごろから、本市の介護保険事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

皆様からいだくご質問を元に「KOBE ケアマネジメントだより」を発行しています。今回は、「**要介護認定区分変更申請の認定結果後にサービス内容を変更する場合のケアプラン作成**」についてお知らせします。

質問

新人ケアマネとして日々勉強中の神戸みなどです。

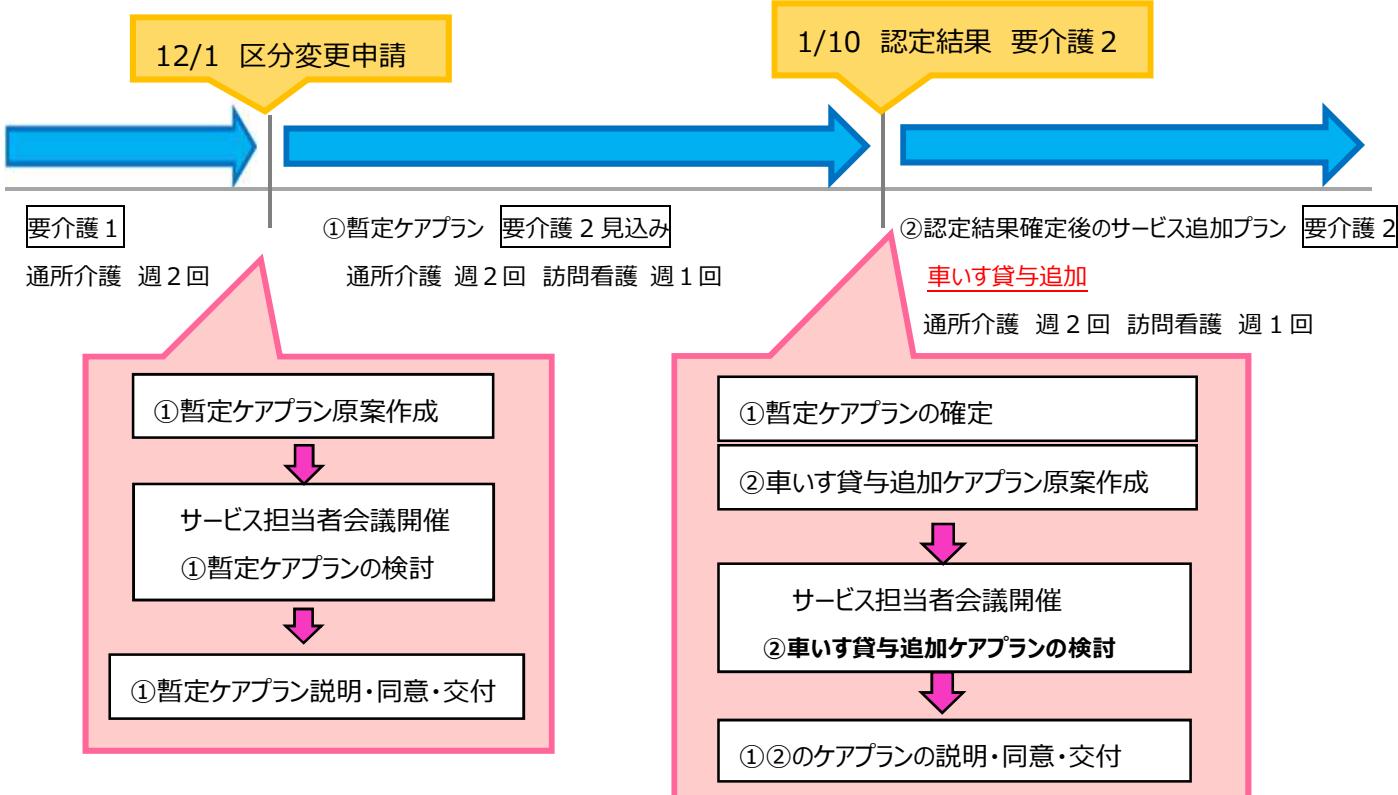
Vol. 3 では、区分変更申請時の暫定ケアプラン作成について書かれていたけど、区分変更申請を行い、認定結果確定後にサービス内容を変更する場合のケアプラン作成はどうすればいいの？



解説

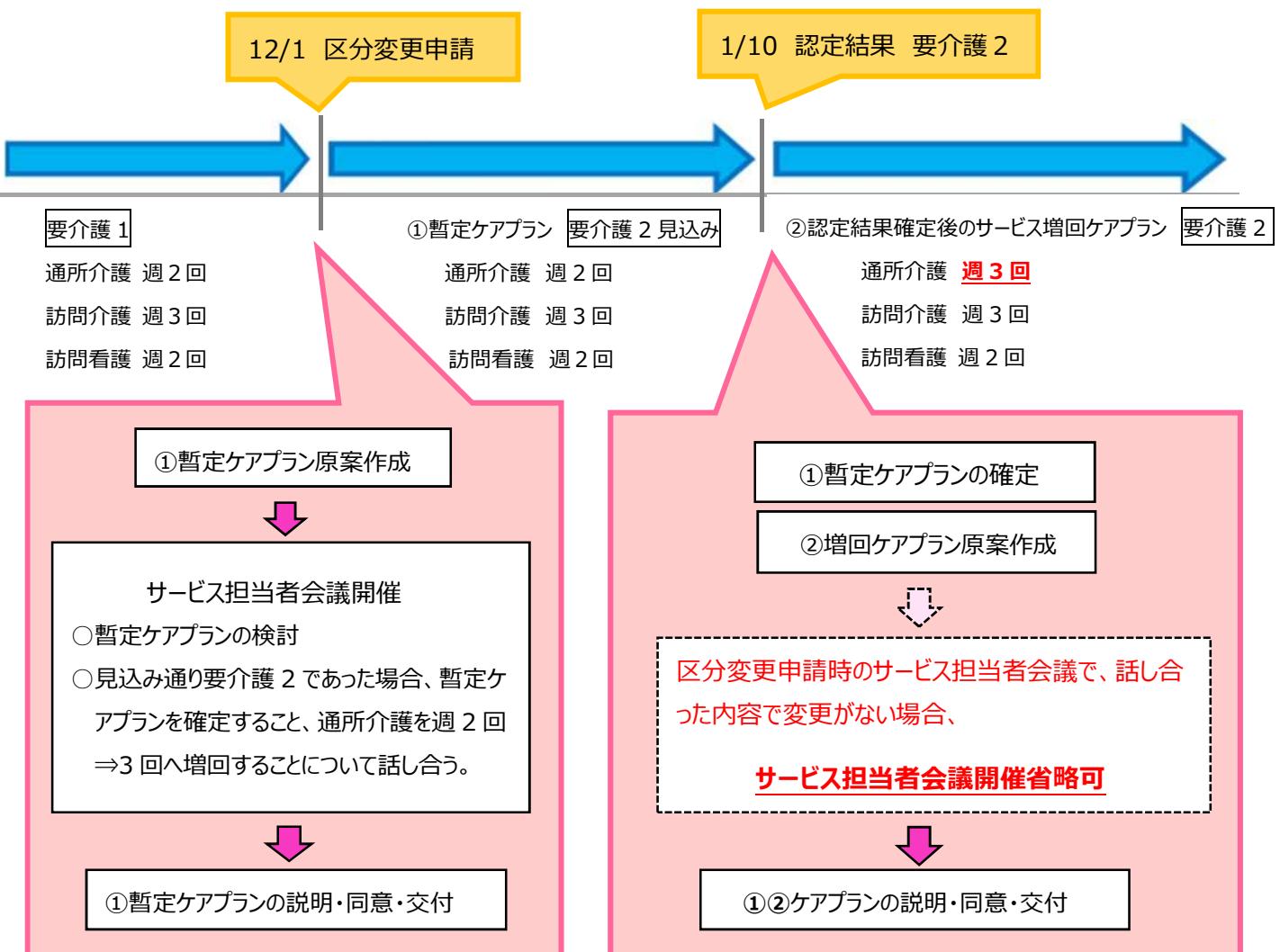
要介護・要支援認定の区分変更申請において、認定結果確定後に新たなサービスを追加する場合は、暫定ケアプランの確定と、サービスを追加したケアプランの作成、サービス担当者会議の開催等一連のケアマネジメントが必要です＜例1＞。ただし、区分変更申請に係るサービス担当者会議で、すでに利用しているサービスの回数を増回することを話し合っている場合は、認定結果確定後のサービス担当者会議の開催を省略することが出来ます＜例2＞。

＜例1：認定結果確定後、新たなサービスを利用する場合＞ 12月1日に要介護1から区分変更申請。要介護2見込み。通所介護週2回、訪問看護週1回を利用する暫定ケアプランを作成。要介護2の認定結果の確認後、外出時の歩行が困難な為、車いす貸与を追加する必要がある場合。



このように、認定結果後に**新しいサービスを追加**する場合は、そのサービス提供事業者を交えてサービス担当者会議を開催し、①暫定ケアプランの確定と、②新しいサービスを追加したケアプラン原案をケアチームで検討し、説明・同意・交付を行います。

＜例2：すでに利用しているサービスを増回する場合＞要介護1で通所介護週2回、訪問介護週3回、訪問看護週2回利用中。12月1日に区分変更申請。要介護2見込み。区分変更申請時のサービス担当者会議において、見込み通りの認定結果であれば、利用している通所介護を週3回に増回することを話し合い、ケアチームの同意を得ていた場合。



このように、区分変更申請時のサービス担当者会議で、認定結果確定後に利用しているサービスを増回することについてケアチームで検討し同意を得ていた場合、見込み通りの認定結果であれば認定後のサービス担当者会議の開催を省略することが出来ます。その際には、認定結果が下りた時点で、利用者の状態像や回数を増回することに変更がないことをケアチームで共有し、支援経過に記録を残してください。

※暫定ケアプラン・確定後のケアプランは、サービス提供事業所に必ず交付してください。

また、サービス担当者会議の内容等をサービス提供事業所と共有しましょう。

KOBE ケアマネジメントだより」は不定期で発行します。
次回の vol. 5 では、『軽微な変更』についてお伝えします。

